

令和元年度 第1回安城市市民参加推進評価会議 会議録

日 時：令和元年度5月24日（金）午前10時～正午

場 所：安城市役所 災害対策本部室

出席委員：荻野委員、杉浦委員、小島委員、吉村委員、昇委員、岩井委員、石原委員、
小森委員、川澄委員

事務局：神谷部長、原田課長、石川課長補佐、浅井（記）、加藤、太田

欠席委員：神谷委員

傍聴者：なし

市民協働課長：

皆様、おはようございます。

会議に先立ちまして、4月の人事異動で職員が一部代わっておりますので、紹介させていただきたいと思っております。市民生活部長の神谷浩平です。私は市民協働課長の原田浩至です。よろしく申し上げます。主査の浅井裕美です。

それでは、時間となりましたので、始めさせていただきたいと思っております。

本日は、神谷委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、杉浦委員はまだお越しになっていない状況ですが、ただいまの出席委員は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、評価会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

典礼：

それでは、ただ今から令和元年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

会議開催にあたり、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますので、ご覧ください。

（市民憲章唱和）

典礼：

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは始めに岩井会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長：

改めましておはようございます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

任期2年の最後の委員会作業ですので、はりきって最後のご審議をお願いしたいと思っております。

昨年は非常に災害の多い年で、皆様方も大変ご苦労をされたり、あるいはボランティアに行かれた方もおられると思いますが、市民の生活を守るために、市民が中心となっていることをやっていかなければならないと思っております。特に安城市は地域社会というか、町内会とか、そういうものが非常に強く働いていまして、そういう意味で市民参加というのをもっと広げていき、みんなで安城市政を作っ

ていくということが、非常に望ましいことだろうと思っています。

皆様方の評価は、本日まとまりますので、これを市長に報告することになりますが、これからもよりよい安城市をつくるため、市民参加についてご尽力いただけたらと思っています。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

典 礼：

ありがとうございました。それでは、議題に移らせていただきます。ここからの進行は、岩井会長にお願いしたいと思えます。

会 長：

それでは議事を進めさせていただきます。

議題1「市民参加対象事項の評価」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

(平成30年度市民参加対象事項(実績)No. 1～4を説明)

会 長：

事務局からご説明がありました。

説明に対してご意見、ご質問あるいは評価の変更を希望される方がおられましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

No. 1から4につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、次に対象事項No. 5～8について、事務局から説明いただきたいと思えます。

事務局：

(平成30年度市民参加対象事項(実績)No. 5～8を説明)

会 長：

ありがとうございました。対象事項No. 5から8まで説明が終わりましたので、ご意見あるいはご質問、あるいは評価の変更をされる場合は、ご発言をお願いしたいと思います。

小森委員：

資料3の2ページ目、7中心市街地にぎわいづくりビジョンの策定ですが、成果物の公表をしていただけるのでしょうかという質問の回答で、ホームページで公表しておりますとあります。

ここでは、ワークショップを開いたわけですが、ホームページで検索しても、ワークショップの実績が、市民参加のところでもワークショップのところでも、何も出てこないのです。

私の調べ方や確認の仕方が悪かったのかもしれませんが、市民参加として挙げてるワークショップの議事録や成果物がないということは、ちょっとどうかなと思えますので、改善していただきたいと思えます。

会長：

事務局いかがですか。

市民協働課長補佐：

今のご意見は、ワークショップというページに商工課へのリンクがなく、ワークショップをやりましたという記載もない状況とのことですので、今後、改善していきたいと思います。

会長：

改善していただくということで、小森さんよろしいですか。ほかにご意見ございますか。

よろしいですか。

はい、それでは続きまして、対象事項No. 9からNo. 12をお願いしたいと思います。

事務局：

(平成30年度市民参加対象事項(実績)No. 9～12を説明)

会長：

No. 9から12の説明が終わりました。

ご意見、ご質問あるいは評価で変更をされる方がおられましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ご意見がないようですので、最後の3件、No. 13から15まで事務局のご説明をお願いします。

事務局：

(平成30年度市民参加対象事項(実績)No. 13～15を説明)

会長：

どうもありがとうございます。

No. 13から15までの説明に対してご意見、ご質問、あるいは評価の変更を希望される方がおられましたら、ご発言をお願いします。

石原委員：

評価の変更とかではないのですが、内容とか要望に関して、ちょっとした回答があるといいなとすごく思います。

No. 15の安城の豊かな水と恵みに感謝し、乾杯する条例って何ですかと思います。策定とか評価ではなくて、私は要望で書いたのですが、これは他市からのいろんな恵みを受けてやっていることなので、このネーミングが変ということです。

それ以外の、緑の基本計画についても、要望のところ一言書いていただけると、とても納得がいくなと思います。以上です。

会長：

ありがとうございました。

既に条例はできておりますが、事務局のほうからご説明いただけますか。

市民協働課長補佐：

この会議は市民参加についてご協議いただく場となっておりますので、プランの要望や内容については、この場でいろいろお話しするのは適当ではないと思います。要望については、各課に公表していきますので、各課で反映していただくかたちでお願いしたいと思います。

会長：

ありがとうございました。他にご意見等ございますか。

昇委員：

市民参加は、20世紀にあまり盛んではありませんでした。それは、行政がしていく上で、2つの正義感があり、一つは、中身がよければ良いという考えです。日本は歴代これでやっていたのです。これはドイツ法を受け継いでいますが、ドイツを中心としたヨーロッパ大陸というのは、王権神授説というのがあります。正義は王で、王をサポートする官僚がいて、官僚が説いたことが正義なのだという考え方で、日本は明治、大正、昭和とやってきたのです。

昭和の末くらいから、厳密に言うと昭和20年の敗戦のときに、GHQが来た時、ヨーロッパ大陸型ではない英米型のプロセスの中に正義があるという考え方が接ぎ木されたのです。日本国憲法は明らかにデュープロセス適正手続きのという考え方なのですが、当時は日本の行政は英米法系をとる時代ではなかったもので、英米法系の考え方で作られた日本国憲法をドイツ型に運用したのです。中身が良ければよいということ。

それが20世紀末になり、アメリカから日本はプロセスをしっかりとやっていないということで、行政手続法、情報公開法、個人情報保護法などができました。全部プロセスの話です。

物事を決めるときに、中身が良ければ良いというのは、フランス、ドイツの考え方です。それに対して、イギリス、アメリカは、王様がおらず王権神授説が使えないので、そこで考え出したのが、プロセスなのです。デュープロセスというのですが、適正な手続を経て決めたことを正義としようという考え方です。それが市民参加なのです。

物事を決めるときに、ちゃんと利害関係者の意見を聞いたか、国民住民にちゃんと情報を公開して意見を聞いたか、そういうプロセスを経て決めたものを正義としようという考え方が、英米法系の考え方なのです。

それが日本では1945年の敗戦で、日本国憲法、まさにそういう考え方で作られているのですが、日本人はほとんど知らなかったもので、戦前と同じように実体的に運用されました。

それが1990年代になって日米構造協定のなかで、アメリカからプロセス重視だと強力に言われ、情報公開法も行政手続法ができ、ようやく日本でも20世紀末になって、ドイツ型ではない英米型の別の正義の考え方があることが分かりました。日本のマスコミも中身が良いだけではだめなのだと言われ

も大事なのだと、アカウントビリティなどが大事だと考えるようになりました。

特に市民が関わろうとした場合、市民は専門家ではない場合が多いので、例えば、原子力の問題について、市民は分かりません。でも、プロセスだったら関わられます。例えば原子力発電所を立地するときに、きちんと関係者の意見を聞いているか、市民の意見を聞いているか、裁判でもそういう裁判が出てきます。中身は裁判官でもよくは分からないけれど、プロセスが適当ではないから違法だという判決が地裁レベルでは出てきています。

要するに、中身が良ければ良いという考え方とプロセスが大事なんだという考え方と二つあり、日本はもともと中身が良ければ良いという考え方でした。だから、市民は来なくても良い、専門家がちゃんとやれば良いという考えで、現にそうやってきました。

それに対して20世紀末からは、中身だけではなくプロセスが大事なんだ、そこに国民住民が参加することによって妥当性が担保される、あるいは説得性が増す、国民が納得するという考え方が入ってきたわけです。

だから、今は中身だけではなくプロセスも大事なのだと、両方必要なのだというわけです。

例えば先程の例で言いますと、議会で決めた安城の豊かな水と恵みに感謝し、乾杯する条例の制定というのは、おそらく議員が発案した条例だと思いますが、これは市民参加をほとんどやっていません。本当は、一番市民参加をやらないといけない議会が、あまり市民参加をやっていない。市民参加をやっていたら、おそらくそのような声が出たはずですよ。これはちょっと日本語としておかしいのではないかと、いろんな意見が出て、よりベターな条例案になっていたのであろうと思います。市民は、水の専門家でもないし、乾杯ということでも専門家ではないと思いますが、市民感覚でおかしいなと思ったことが、例えばパブリックコメントをやっていたら、ワークショップをやっていたら、市民参加をやっていたら、より良い条例案になっていたと思います。

さっき言ったように、20世紀型のドイツ型の中身が良ければ良いんだという考え方であったら、市民より多少知識が多いかもしれない議員の方が決めたのであれば、それで良かったのかもしれないですよ。でも、21世紀型の正義は、中身が良ければではダメなのです。関係者の意見を聞いて、デュープロセス適正手続きですが、政策立案側が去就しないとだめだということになっています。だから、安城市でもそういう条例を作ったわけです。

残念ながら安城市議会は、少なくとも条例に違反しているとははっきり言いにくいですが、条例の主旨には反しています。全く市民参加条例の主旨に乗っ取った運用をしていません。その結果、あまり妥当ではない条例ができてしまったのではないかと、私は思います。妥当であるという人もいるとは思いますが。そこは意見交換して、よりよいものにしていくというのが、自由民主主義です。そのプロセスを議会はやっていないです。本当は、一番市民参加をやらなくてはいけない市議会が、それをやっていない。非常に恥ずかしいことですし、議会の正当性を問われる事例だと思います。

ここの審議会では、事務局としてチェックする立場に皆さんはおられるわけです。

ここで提案ですが、これは先程、小森委員から出ましたが、ワークショップということで検索をかけたけどもヒットしなかったとありました。すぐに完璧なものは無理だと思いますが、例えばワークショップであったり、パブリックコメントであったり、あるいはアンケートであったり、市民参加のさまざまな手法があります。例えば、普通の行政は、農林、土木、教育、福祉など縦割りです。でも、市民参加は横で繋ぐわけです。今、我々がやっている作業も横に繋ぐ作業なのです。これと同じ作業をそれぞれ

れの部局がやるときに、先程のことですが、ワークショップで検索をかけるとそれがヒットするように各部各課にはやってもらいたいし、それを事務局はチェックしてもらいたいです。実際にやっている縦軸と、市民参加という形の横軸と、縦横でチェックできる仕組みを、いきなり完璧な形は無理ですから、徐々に徐々に、最終的にはパソコンのシステムで自動的に飛んでいくように、もし開発できれば素晴らしいと思いますけど、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、少なくとも縦横、横軸でチェックできる体制を整えておくことが大事です。我々は今それをやっているわけです。ということ、事務局として、急には無理ですけど、完成に向けてできる範囲でご努力をお願いしたいです。

これは、単なる手順の話ではないのです。冒頭でお話したように根本的な指標の転換なんです。中身が良ければ良いというヨーロッパ大陸型に、20世紀末以降、デュープロセス、利害関係者の意見を聞いたものこそが正義なのだというそういう考え方が組み合わされて、今の日本の正義となっています。

おそらく、議会の方は、20世紀型の中身が良ければ良いという、心の中ではたぶんそう思っている方が、少なからずおられるのではないかなと推測します。けれど、それでは渡っていけない世の中に変わっているのだということ、議会だけでなく、土木とか農林とか教育委員会とか、どちらかというあまり市民参加に熱心でない部局にしっかりと心にとめてもらってやってもらいたいです。

市民参加は縦割りでやる話ではないので、実質が変わります。市民がそれに関与すると、中身が変わってくるのです。少なくともその可能性をもった方法です。各係に、市民参加は面倒くさいのではなく、なるほどそういう正義感があって、中身も良くなければいけないし、プロセスも大事なのだと、それが国民主権だとか市民主権とか実体化する方法なのだということ、心の中にぽとんと落としてもらいたい。言われるから、条例で決められているからしかたなくやるのではなく、そういう正義行政手法こそが21世紀の自治体の正義の手法だとして取り組むと、これは本物になります。

始めより×は非常に少なくなっていますから。ましにはなっていると思うけれど、残念ながら、まだまだ十分というところまでは来ていません。もうちょっと頑張ってください、安城市は建前だけではなくて、実質、市民参加をやっている市なんだというふうになることを、私は期待します。そのことが、ビルトイン、当然のこととして政治行政の仕組みに組み込まれているようにしていくことが大事です。以上です。

会長：

ありがとうございました。

荻野委員：

市民参加とは話の内容が違うかもしれませんが、9の緑の基本計画で意見を書きました。安城市は田んぼがすごく多いので緑がいっぱいということは、違うと思います。農地がどんどん減っているこの時代に、山もなく、田んぼと畑しかない。田んぼは1年の半分は緑ではないのです。これを緑だ緑だと言っている安城市は変だと思います。別に安城市だけではなくて、他の市も田んぼや農地は緑だと換算しているので、他の市もそうなのだろうけれど、山のない安城市は、もっと緑をきちんと大事にして、公園を造り、木も丸裸に剪定するなど言いたいです。市議会にも行政にも申請を出したグループがありますが、グループは大変怒っていて、あまり考えてくれないと言っていました。私も山で育ったせいもあり、緑の全くない安城市だと思っています。田んぼのなかに住んでいる私は、田んぼが畑が緑だとい

う意見に全く反対です。全然緑ではないです。街の中において、たまに農地に行って、緑だと憧れているわけではないので、余計にそう思います。

緑は公園にも関わってきますが、公園も市民参加で検討していますかではなく、もっと公園を増やすなりしてもらいたいです。樹木の剪定をし過ぎていてと申請を出したグループは、剪定をどの程度どのようにいつ行うのが良いか検討して申請をしたけれど、あまり聞いてもらえなかったと言っていました。公園も安城市にとっては緑なのです。本当に大事なのです。街路樹も大事なのに、丸裸にしてしまっています。葉っぱが落ちるといふ少数市民の意見と、安城市の緑がなくなっていくといふことの兼ね合いを、やっぱり考えて欲しいなと思います。

安城市の豊かな水についてですが、安城市はすごくいい水が出る地域と聞いていました。水道水を井戸水で随分依存していましたが、井戸水をどんどんやめて矢作川の水になってきています。豊かな水を全部捨てて、川の水からとっています。山が大事だよというのがあるのですが、これ、何かあったときにちょっと違わないかなとすごく思っています。ここ、井戸水はやめてしまったけれど、本当はすごくいい水なのだよと水道課の方に言われた地域に住んでいました。おいしい水だったのに、ここは中止になりましたと言われました。街のど真ん中になぜ神杉さんがあるのかと言えば、あそこはいい水が湧き出るからです。井戸水が出るからです。あそこは業者だからちゃんと確保しているのですが、行政はそういうことをきちんと考えてやっていただけたらいいなと思います。私は、緑と公園と豊かな水について調べた時期もありますので、そんなことをすごく思いました。私の意見です。

会長：

他にご意見は。

小森委員：

昇先生のお話に戻りますが、15（乾杯条例の制定）ではパブリックコメントが開かれています。パブリックコメントで意見がなかったのが、意見が出るようにと、（資料2）意見として書かせてもらったのですが、今話を聞いていると、パブリックコメントだけでは市民の意見がないので、ワークショップがあったらよかったかなと、意見として付け加えさせていただきたいです。

それから、No. 7、資料2（4/8送付）の18ページに戻っていただくと、そもそもタイトルがビジョンの指針づくりとなっています。このタイトルでホームページを検索してもヒットしません。フィーチャーセッションとやるとヒットします。そこには、ワークショップの様子が確かに出てきます。でも、ここを見る限りではフィーチャーセッションという言葉が何も出ていないので、このワークショップとフィーチャーセッションが全くくっつかないのです。検索するときには、フィーチャーセッションとしないとヒットしないのです。これはすごい階層が深いので、フィーチャーセッションと検索しないと誰も検索できません。これが暮らしのカテゴリーに入っていると理解できないと、絶対検索できないのです。これが1点です。

それから、次のところで、ワークショップの実績として、にぎわい創出のための指針作成となっています。指針作成と書いてあったら、指針が出来ましたと思うのが普通です。ところがさっきの資料3の2ページのところの質問の回答をみてもうと、人へのメッセージを含んだポスター作成を行いましたとあります。今年はポスターが出来たことがアウトプットのはずです。ポスターができたということが、

指針が出来たということなのか、ということです。次のところで、にぎわいづくりのための取り組みの実践、検討は、今年も活動を継続しており、活動が醸成された段階で成果の公表をする予定だとあります。指針ができていないから、平成31年度も続けてやります、指針ができたなら公表しますと、この文章から読み取れます。18ページ(4/8送付資料2)に書いてあるにぎわい創出のための指針作成というのは、誤りではないでしょうか。これが、私の疑問です。

この指針作成というは、不適切な表現ではないかと思っています。今年はポスターを作りましたというのが実績であって、こちらの回答とここの報告書の内容が不一致であると私は思います。以上です。

会長：

今のは、具体的に市民参加に係るご意見というよりは、中身では。

小森委員：

いや、市民参加で、中身ではないです。これは報告書です。資料2(4/8発送)の18ページの実績として報告している内容と、資料3の2ページの回答で書いてある内容と違うということを行っているのです。私の言っていることが間違っているという解釈なら、それはそれでいいですが、私は、明らかに違うと思います。

もし、この両方が正しいというのなら、指針イコールポスターなのです。

会長：

そうは書いてないでしょう。あくまで、指針づくりを目指しているとのことです。

小森委員：

これは実績です。指針として作成と書いてあるのです。

会長：

それができなかったということです。具体的には。

小森委員：

だから、実績としてできないことを実績として書くのはおかしいです。

会長：

指針作成を目指したけれども、できなかったわけです。

小森委員：

そういうことですよね。

荻野委員：

でも、できなかったとは書いてないから、これはできたってことです。ポスターができたってことで

す。成果だよと。

会長：

指針ですから、ポスターではないわけです。

小森委員：

タイトルを言っているわけではないです。(資料2 18ページ)(4)のワークショップのところの実績の内容として、にぎわい創出のための指針作成とあるので、指針作成しましたということです。

会長：

そういうふうに読まれてしまうということですね。それはできなかったわけですから。

指針の検討です。作成まではいっていなかった。検討はされたし、これから成果が出てくるわけですので。指針の作成というと作成したと理解される方が多いですから、その検討をした、指針の検討をした、あくまで指針づくりを目指しているのですけども、ということでもいいですか。

小森委員：

そうです。実績の内容として、作成ではなくて、作成の検討をしたというのが実績であれば、そういうふうにも書いてもらいたいです。

なので、私は、指針はどこにあるかと探したわけです。必死になって。

市民協働課長補佐：

分かりました。商工課に一度確認してみます。

(後日、商工課で確認。実績の内容を「にぎわい創出のための指針作成の検討」に変更)

会長：

他によろしいですか。

杉浦委員：

ご意見を申し上げる前に一言お詫び申し上げたいと思います。

病院に行っておりました、帰ってすぐ気が付きました、お電話いただきましたので、飛んできました。今日の会議で皆さんにご迷惑をおかけしましたことを申し訳なく思っております。

緑の基本計画の中で、さっき荻野委員からもいろいろなご意見をいただきました。私も、先回の時にご意見要望を出させていただきましたが、今、街路樹愛護会と公園愛護会などの団体をたくさんの方がやってみえます。そのグループの方の、実際に実践してみえる方を委員として選任をしていくのであれば、さっき荻野委員が心配してみえました、枝を掃い過ぎですとかそういったいろんな問題が、現実問題としてクローズアップしていくのではないのでしょうか。理論よりもやはり実践した方を委員として選任していただくことを、審議会委員としてご意見を申し上げます。以上です。

会長：

ありがとうございました。

事務局としては、今のご意見をお聞きいただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にござひますか。

杉浦委員：

乾杯条例の件について申し上げます。先程、先生からもいろいろご指摘がござひました。乾杯条例をさらに全体的に包括する自治基本条例というのがあります。これは市の最高規範ということで、先生から私もご指導いただきまして、初代会長を務めさせていただきました。

もし先生が言われたように、パブリックコメントなり何らかの手法がとられていないのであれば、これは3月議会で成立していますが、市民参加評価会議から意見があるということで、主管課と議会事務局あるいは各党各会派に意見を聞いて、6月議会でもよかったのではないかなと感じがします。

もし、欠陥があれば修正もできるわけですので、評価会議としてこんな意見があると主管課の方に持って行っていただく。条例の方も間違っただからすぐ条例の改正ではなくて、審議して、市民のための条例として、来年の12月議会なら12月議会までに周知期間ということで設定していただいて、進めていただく。それで、条例を修正の上、確立されるというのであれば、より市民に浸透しました条例として生きてくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。ご意見ご要望として申し上げておきます。

昇委員：

すばらしいです。

会長：

ありがとうございました。

いろいろ意見が出ましたけれども、私の方でこの報告書を出すために意見をまとめなければなりませんので、事務局の方で、評価、結果を集約してください。

そして、評価の変更はなしということでござひましたので、まず、その評価の集約をしていただいて、本会議で確認したいというふう思っております。よろしいですか。

文言とかそういうことは1番最後で少しまとめてくだされば結構ですので、評価のまとめをお願ひしたいと思ひます。

事務局：

(評価方法の説明)

評価に変更はござひませんので、資料1の評価のままとなります。

平成30年度 市民参加対象事項(実績)に対する委員評価結果

資料1

- 評価基準
- (1) 予定どおりに実施されていたか… ○: 予定どおり △: おおむね予定どおり ×: 予定どおりでない
 - (2) 市民参加の回数等は十分か …… ○: 十分 △: おおむね十分 ×: 十分でない
 - (3) 市民の意見を反映させていたか… ○: 反映していた △: おおむね反映していた ×: 反映していない

No.	対象事項	評価基準	評価内容		
			○	△ (△+×)	×
1	衣浦東部ごみ処理広域化計画の策定	(1)			
		(2)	1	7 (9)	2
		(3)	1	4 (9)	5
2	第2次安城市多文化共生プランの策定	(1)	6	4 (4)	0
		(2)	6	4 (4)	0
		(3)	4	4 (6)	2
3	第4次安城市地域福祉計画の策定	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	5	5 (5)	0
		(3)	3	7 (7)	0
4	安城市子ども・子育て支援事業計画の策定	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	6	4 (4)	0
		(3)	6	4 (4)	0
5	第2次健康日本21安城計画の中間評価及び改訂版策定	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	5	5 (5)	0
		(3)	3	7 (7)	0
6	いのち支える安城計画(安城市自殺対策計画)の策定	(1)	3	7 (7)	0
		(2)	3	6 (7)	1
		(3)	3	6 (7)	1
7	中心市街地にぎわいづくりビジョンの策定	(1)	0	7 (10)	3
		(2)	1	7 (9)	2
		(3)	1	6 (9)	3
8	第3次安城市都市計画マスタープランの策定	(1)	4	6 (6)	0
		(2)	4	6 (6)	0
		(3)	1	7 (9)	2
9	緑の基本計画の改定	(1)	4	6 (6)	0
		(2)	2	7 (8)	1
		(3)	2	5 (8)	3
10	南明治第1土地区画整理事業2号公園実施設計	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	3	6 (7)	1
		(3)	1	8 (9)	1
11	公園リニューアル実施設計	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	4	6 (6)	0
		(3)	2	6 (8)	2
12	西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業計画の変更	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	3	6 (7)	1
		(3)	2	7 (8)	1
13	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業換地計画の策定	(1)	4	5 (6)	1
		(2)	3	6 (7)	1
		(3)	1	6 (9)	3
14	安城市教育振興基本計画の策定	(1)	3	7 (7)	0
		(2)	3	6 (7)	1
		(3)	2	6 (8)	2
15	安城の豊かな水と恵みに感謝し、乾杯する条例の制定	(1)			
		(2)	1	6 (9)	3
		(3)	0	4 (10)	6

会長：

ありがとうございました。

今の説明を踏まえて、この評価結果につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

ご質問ございますか、よろしいですね。評価を変えられる方もございませんでしたし、今、ご意見等もございませんでしたので、この結果を本会議の結果として出させていただきます。

ご了解いただきましたので、これを出させていただきますと思います。

続きまして議題2に入らせていただきます。議題2「市民参加を求めない事項について」事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局：

(資料4「市民参加を求めない事項について」説明)

会長：

事務局のご説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは次に議題3「対象事項以外の事項への市民参加について」事務局、説明をお願いします。

事務局：

(資料5、6「対象事項以外の事項への市民参加について」説明)

会長：

ありがとうございました。ご質問等ございますか。

議題の3まで終わりましたので、その他に移らせていただいてよろしいですか。

小森委員：

資料1の評価はいいと思うのですが、先程私から(資料2)5ページのところのNo.15のところの意見として、パブリックコメント云々というのがありますけども、パブリックコメントだけでは市民の意見を吸い上げるのは不十分ではないかと、だからワークショップみたいなものがあった方がいいのではないかと、意見として付け加えたいと申し上げたかと思うのですが。

それと、No.5市民参加の推進全般に関する意見というのは、審議があったのかちょっと疑問です。

会長：

評価については、資料1のとおりで良いとのことですが、対象事項に関する意見等には、意見を付け加えたいというご発言でした。小森委員からは、No.15について、パブリックコメント以外にワークショップをやった方がいいという意見があったということが出ています。No.5については、もう少し意見があるのではないかというお話なようでございますが、いかがいたしましょうか。

No.15豊かな水の意見欄に、ワークショップを開催していただきたいというようなことを一行入れますか。

ご異議ないようですので、そこに「ワークショップを開催していただきたい」と付け加えます。条例はもう出来てしまっているわけですから、「今後は、ワークショップを開催していただきたい」ということで、「今後は」を入れていただかないといけません。

市民協働課長補佐：

「今後は、ワークショップを開催していただきたいです。」という文言を追加させていただきます。

会長：

あとはよろしいですかね。報告書はこれくらいにさせていただきます。報告書につきましては、大体以上で終了、議題1から3までは、終わらせていただきたいと思いますので、その他に移らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

典礼：

ありがとうございました。

続きまして、次第その他（1）教育大綱について、前回の評価会議で出ました質問について、石川課長補佐より説明いたします。

市民協働課長補佐：

（教育大綱の説明）

何かご質問等ありましたら。

昇委員：

ありがとうございます。勉強になりました。

一点だけ、もし分かれば結構ですが、教えていただきたいです。4市のうちで安城市だけが、教育大綱の担当課が市の企画政策課になっています。他の市は教育委員会です。私は、市長部局の企画政策課の方がいいと思う論者の一人なのですが、安城市が教育委員会ではなくて、市の企画政策課の方に担当課を決めた理由とかで、もし、分かることがありましたら教えていただきたいと思います。

市民協働課長補佐：

そこまでは、申し訳ないのですが分かりかねます。総合計画の中の教育分野を切り出して作るということで、総合計画は企画情報課が担当しておりますので、その流れで企画情報課が担当することになったのではないかと思います。

他はよろしいでしょうか。

小島委員：

実は、3月31日まで岡崎市の教員でおりました。今、先生が言われたように、やはり教育委員会とか学校関係でこういろんなことを決めていってしまうと、非常に狭いというか、外が見えない部分があります。自分も3月31日を過ぎて一変して生活が変わったわけですが、学府メンバーは本当に狭い世

界で動いていたとよく思います。こう思ったときに、安城市の教育大綱を教育委員会任せではなくて、他のところで作っていく、そこに教育委員長が関わっていくわけですが、その方が学校外のところにいるいろいろな目が向いていくし、動きができるというふうに思います。恥ずかしながら、昔を振り返りながら、本当に狭い世界でおったなど、ただ、非常にきれいごとがあって、子どもたちのために、そういう言葉がいつも頭の上を飛ぶわけです。でも、実際本当に子どもたちのためかなというと、それがちょっと、というところのもあったりするので、是非、こういうふうに教育委員会任せではなくて、他のいろいろとみていただけると良いとつくづく思います。蛇足ですがよろしくお願いします。

市民協働課長補佐：

ありがとうございました。他にはよろしかったでしょうか。

それでは、教育大綱につきましては、以上で終わらせていただきます。

典礼：

最後に課長から今後の説明をいたします。

課長：

本日は、長時間にわたり、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日審議いただき決定した評価結果を市民参加推進評価会議の評価結果として、市長へ報告し、公表させていただきます。また、本日の資料と議事録についても安城市の公式ウェブサイトへ掲載してまいりますので、ご了承ください。

また、この5月をもちまして、委員の皆様の任期が満了となります。委員の皆様におかれましては、2年間の長きにわたり、ご尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。

以上をもちまして、第1安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。